

軽自動車税（種別割）の減免申請に係る注意事項

1 必要書類

減免の種類	減免の理由	必要書類
生活保護等 ※本人が運転する場合のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ・中国残留邦人等支援法の規定による生活支援給付を受けている方 	<ul style="list-style-type: none"> ○記入された「減免申請書」 ○本人の運転免許証のコピー（両面） ○生活保護受給証明書（課税年度の4月1日から納期限までの期間に「生活扶助」を受給していることがわかるもの）
障害者手帳等の所持者※ ※京都市内に居住されている方が対象です。	身体障害者手帳	○記入された「減免申請書」
	戦傷病者手帳	○手帳のコピー（白紙ページを含む全ページ）
	療育手帳（障害の程度「A」に限る）	○本人の運転免許証のコピー（両面）
	精神障害者保健福祉手帳(等級「1級」に限る) 及び 、自立支援医療受給者証(精神通院)	<ul style="list-style-type: none"> ○記入された「減免申請書」 ○手帳のコピー（白紙ページを含む全ページ） ○自立支援医療受給者証(精神通院)の表裏全ページのコピー ○本人の運転免許証のコピー（両面）
	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の運転を生計同一の親族がする上記手帳所持者 ・上記手帳所持者の移動に専ら使用する車両を所有する生計同一の親族 <p>※運送事業用の車両は減免対象外です。 ※生計同一とは、日常生活の資を共にしていることをいい、同居・別居は問いません。同居の場合は6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族、別居の場合は3親等内の血族及び姻族となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○記入された「減免申請書」 ○手帳のコピー（白紙ページを含む全ページ） ○自立支援医療受給者証(精神通院)の表裏全ページのコピー（精神障害の場合のみ） ○運転者の運転免許証のコピー(両面) ○記入された「使用状況に関する事項」 ○生計同一であることがわかる書類（戸籍全部（個人）事項証明書など）

※125ccを超えるバイク、軽自動車等を取得してから2週間以内に申請される場合は、車検証又は届出済証のコピーも必要です。

2 減免が適用される台数

- ・生活扶助受給者及び福祉車両にかかる減免：台数の制限はありません。
- ・障害者手帳等の所持者にかかる減免：障害者手帳所持者おひとりあたり、軽自動車・バイク・普通自動車のうち、1台に限ります。

3 申請期間

指定の納期限（通常は5月末、当日が閉庁日の場合は翌開庁日。）までに申請（郵送の場合は当日消印有効）されると当年度分から、納期限後に申請されると翌年度分から減免が適用されます。なお、生活保護等による減免は、毎年度申請が必要ですので、当年度の4月1日から納期限までに申請してください。

内容に不明点及び不備がある場合で、申請を収受してから1週間連絡が取れないとき、又は、連絡後2週間以内に不備等に係る対応がないときは、不適用となる場合があります。